

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号，最終改正平成 24 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正いたしましたので、「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について、同条第 3 項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

2000 年 6 月に福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、原子力災害対策特別措置法関連法令の改正等を踏まえ、所要の修正を行った。

2. 修正の年月日

2016 年 4 月 1 日

3. 修正の要旨

- (1) ホールディングカンパニー制への移行に伴う社内組織の変更
 - ・ホールディングカンパニー制への移行に伴う組織名を変更。
- (2) 社内防災組織の変更
 - ・社内防災組織の変更に伴う組織名および役割を一部変更。

以 上